



バリューチェーンにおける 環境デュー・ディリジェンス入門

～環境マネジメントシステムを活用した環境デュー・ディリジェンスの実践～
(仮)

2023年●月



1. はじめに：本書の背景と目的
2. EMSを活用した環境デュー・ディリジェンスの実践
 - (1) 総論：デュー・ディリジェンスとは
 - (2) 総論：環境デュー・ディリジェンスを実践する上での留意点
 - (3) 環境デュー・ディリジェンスとEMSのプロセスの親和性
3. 参考情報

- 経済開発協力機構（OECD）が策定した「OECD多国籍企業行動指針」では、責任ある企業行動の一環として、企業行動による負の影響を特定・防止・軽減する手段であるデュー・ディリジェンス（DD）を実施することが奨励されています。さらに近年では、欧州を中心に、DDプロセスの情報開示や実施を法規制化する動きが進んでいます。その対象は、人権侵害にとどまらず環境課題にも広がっています。
- 例えばEUは、2022年11月に成立した「企業サステナビリティ報告指令」で、EUの大企業・上場企業（零細企業を除く）や、一定基準を満たすEU域外企業に対して、サステナビリティの問題に関して実施したDDのプロセスについて開示することを義務付けています。また、2022年2月に公表された「企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案」では、EU内外の大企業に対して、環境・人権への負の影響を特定・防止・軽減するDDの実施自体を義務化することが想定されています。
- このような流れの中で、環境省は、令和2年度に「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECDガイダンスを参考に～」を公表し、我が国の事業者による環境DDの取組促進をはかってきました。また、ヒアリング等を通じて企業の取組の進捗を継続的に把握する中で、環境マネジメントシステム（EMS）を発展させ、OECDガイダンスの求めるDDプロセスを実施している企業の存在もわかってきました。
- そこで、環境省では「令和4年度環境デュー・ディリジェンス普及等業務」に関わる冊子等検討会を設置し、本書をまとめました。世界的に見てもEMSの導入が多い日本企業においては、EMSを発展させてOECDガイダンスが求めるDDプロセスを実施していくことは有用と考えられます。EMSを活用しながらより実効的な環境DDに取り組むための第一歩として本書を利用されることを願います。

なおEMSには、環境省が策定したエコアクション2.1や国際規格のISO 14001等がありますが、本書では、国内及び国際的にも広く用いられているISO 14001を対象に、環境DDプロセスとの親和性について解説します。

EMSを活用した環境デュー・ディリジェンスの実践

(1) 総論：デュー・ディリジェンス（DD）とは

- 経済協力開発機構（OECD）は、多国籍企業に対して責任ある企業行動を自主的にとるよう勧告するための「OECD多国籍企業行動指針」を策定しています。
- 2011年の指針改訂において、企業行動による悪影響を特定・防止・緩和するため、「企業はリスクに基づいたデュー・ディリジェンスを実施すべき」とする規定が盛り込まれました。悪影響の分野には、「人権」、「雇用及び労使関係」だけでなく、「環境」も含まれています。

OECD多国籍企業行動指針（項目）

1. 定義と原則
2. **一般方針**
3. 情報開示
4. 人権
5. 雇用及び労使関係
6. **環境**
7. 贈賄、贈賄要求、金品の強要の防止
8. 消費者利益
9. 科学及び技術
10. 競争
11. 納税

【一般方針より抜粋】

10. 第11段落及び第12段落で記述されているように、**実際の及び潜在的な悪影響を特定し、防止し、緩和するため**、例えば企業のリスク管理システムに統合することにより、**リスクに基づいたデュー・ディリジェンスを実施し**、これらの悪影響にどのように対処したか説明する。デュー・ディリジェンスの性質と範囲は、個々の状況における事情に依る。
11. 自企業の活動を通じ、行動指針に規定されている事柄に対して、悪影響を引き起こす又は一因となることを回避し、そのような悪影響が生じた場合には対処する。
12. 悪影響の一因となっていなくても、取引関係によって、そうした悪影響が自らの事業、製品又はサービスに直接的に結び付いている場合には、悪影響の防止又は緩和を求める。これは、悪影響を引き起こした事業体から、取引関係を持つ企業に責任を転嫁することを意図していない。

- OECDは、「OECD多国籍企業行動指針」の実施を支援するため、2018年に「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」（OECDガイダンス）を公表しました。
- OECDガイダンスでは、DDプロセスを下記①から⑤の5つの構成要素で説明しています。また、5つの要素以外に、6番目として、「適切な場合是正措置を行う、または是正のために協力する」を規定しています。

デュー・ディリジェンスのプロセス、及びこれを支える手段



EMSを活用した環境デュー・ディリジェンスの実践

(2) 総論：環境デュー・ディリジェンスを実践する 上での留意点

- 我が国の事業者がより実効的な環境DDを実施する上で、例えば下記の点に留意することが重要であると考えられます。

- ①「責任ある企業行動」としての実施
- ②一貫通貫したDDプロセスの継続的な実施
- ③バリューチェーン全体への目配り
- ④リスクに相応した実施と優先順位付け
- ⑤ステークホルダーとの対話
- ⑥環境への負の影響の種類、対応水準の判断

留意点①「責任ある企業行動」としての実施

- 環境DDは、実際の及び潜在的な環境への負の影響（リスク）を特定・防止・軽減し、これらの環境への負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセスです。
- 環境DDにおける「リスク」とは、企業に対するリスクではなく、環境に対して、企業が原因となったり助長したりする、または直接結びつく負の影響の可能性を指しており、企業の外側に目を向けています。
- 環境DDを通じて、事業や製品・サービスが元来有しているリスク、あるいは企業の置かれている状況（法の支配に関する問題、基準の執行性の欠如、ビジネス上の関係先の行動等）によって発生するリスクに対処することは、「責任ある企業行動」の一環であり、社会に対する積極的な貢献を最大化し、ステークホルダーとの関係を向上させ、企業の信用を守ることに繋がります。
- 反対に、環境DDの欠如は、企業が対処すべき環境への負の影響を見落とすことにつながります。重大な環境への負の影響を見落とすことが、結果的に企業に対するリスク（経営リスク）に転換することも考えられます。

（参照：OECDガイダンス pp15-16）

【コラム：GRIスタンダードの改訂】

- 企業のサステナビリティ情報開示に関する基準を開発しているGRI（Global Reporting Standard）は、2021年10月に、すべての組織に適用される「共通スタンダード」を改訂しました。
- 共通スタンダードの改訂版では、DDを通じてマイナスのインパクトを特定することを、サステナビリティ報告の前提として位置付けています。
- 「マテリアルな項目」についても、「経済、環境、社会に与える著しいインパクト」と「ステークホルダーの評価や意思決定に対する実質的な影響」の2つの視点による定義から、「経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える最も著しいインパクト」のみによる定義に改訂されました。

（参照：GRI 1: 基礎 2021、GRI 3: マテリアルな項目 2021）

留意点② 一気通貫したDDプロセスの継続的な実施

- 環境DDは、相互に関わり合う一連のプロセスで構成されています。これらは必ずしも順序通りではなく、継続、反復しながら、いくつかが同時進行で実施される場合もあります。特定のプロセスだけではなく、すべてのプロセスを一気通貫して実施することが重要です。
- また、現時点において環境への負の影響が発生していない、あるいはリスクが無いことをもって良しとするのではなく、継続的に、環境への負の影響の発生を予防し、発生が避けられない場合は影響を軽減し、再発を防止し、適切な場合には是正を行うことができるリスク管理体制を構築することが重要です。
- DDは、環境だけでなく、責任ある企業行動に関する幅広い項目を対象とすることができます。近年、人権への負の影響に対処するための人権DDについて注目が高まっていますが、人権への負の影響と環境への負の影響は、別々ではなく共通する方針の下で対処することが効率的なDDの実施につながります。
- さらに、サステナビリティ情報開示の観点でもDDは重要な項目の一つとなっています。

(参照：OECDガイダンス pp10-11, 15-16)

【コラム：EUにおけるサステナビリティ情報開示義務化の拡大】

- EUでは、2022年11月に「企業サステナビリティ報告指令」(CSRD)が成立し、2018年より施行されている「非財務情報開示指令」(NFRD)から、開示義務の適用対象や開示事項が拡大されました。
- CSRDに基づく開示事項には、右記のとおり、DDに関するものも含まれています。

(参照：欧州連合「DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting」)

CSRDにおけるDD関連の情報開示項目 (第19条a)

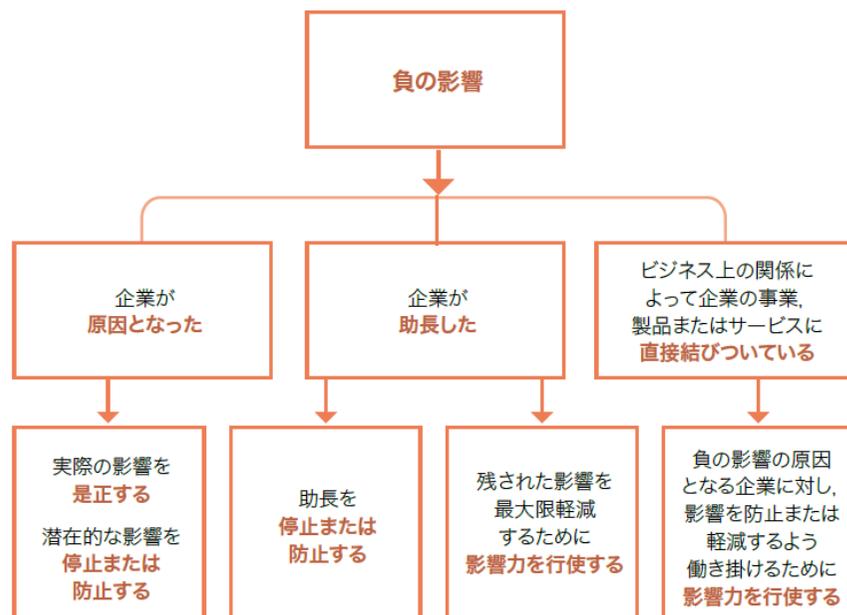
- ✓ サステナビリティの問題に関して実施したDDプロセス
- ✓ 自らの事業、製品・サービス、ビジネス関係、サプライチェーンを含むバリューチェーンに関連する、実際のまたは潜在的な主な悪影響、及びこれらを特定し、監視するためにとった行動
- ✓ 実際のまたは潜在的な悪影響を防止し、軽減し、是正し、収束させるためにとった行動とその結果

留意点③ バリューチェーン全体への目配り

- 環境DDは、自社の活動が原因となって生じる環境への負の影響だけでなく、バリューチェーン全体で生じ得る環境への負の影響についても、特定・防止・軽減の対象とします。つまり、調達先等の他社が原因となることを助長して生じる環境への負の影響や、他社を介して自社の製品、サービスまたは事業が結びついている環境への負の影響も対象となります。
- バリューチェーン全体に目を配った上で、環境への負の影響と自社との関係を検討することが重要です。これにより、企業がどのように環境への負の影響に対処すべきか、是正措置を行うまたは是正のための協力を実施する責任が企業にあるかが決まります。具体的には、下図のとおりです。

(参照：OECDガイダンス pp70-72)

負の影響への対処



【コラム：EUにおけるDD実施義務化の検討①】

- EUの欧州委員会は、2022年2月に、EU内外の大企業に対して人権・環境DDの実施を義務付ける「企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令」(CSDDD) の案を公表しました。
- CSDDD案では、自社の事業、子会社の事業に加えて、バリューチェーン上の事業における、実際の及び潜在的な人権及び環境への悪影響を対象とすることが想定されています。

(参照：欧州委員会「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937」、第1条)

留意点④ リスクに相応した実施と優先順位付け

- 環境DDは、環境への負の影響の深刻性及び発生可能性の大きさに相応して実施します。また、特定した全ての環境への負の影響に同時に対処することができない場合には、環境への負の影響の深刻性と発生可能性を踏まえて優先順位付けを行い、最も重大なものから対処します。
- 環境への負の影響の深刻性は、状況によって異なります。影響の重さ（規模）、影響の及ぶ範囲、影響を受けた人々や環境を、影響を受ける前と同等の状況に回復できる限度（是正不能性）によって判定することができます。判定に際して参考にできる指標の例は、下表のとおりです。
- 例えば、直接調達先と間接調達先において同等に重大な環境への負の影響が特定された場合、両者に対して、環境への負の影響を防止・停止・軽減するよう働きかけることが期待されます。
- ただし、OECDガイダンスにおいては、「自らが原因となったり助長したりした負の影響については、全て対処する責任を負う」と記載されています。環境への負の影響の深刻性と発生可能性だけでなく、自社が原因となっている、あるいは助長している程度を考慮することも必要です。

（参照：OECDガイダンス pp17, 42-43, 72）

環境への負の影響の深刻性を判断する指標の例

規模に関する例	範囲に関する例	是正不能性に関する例
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人体の健康に対する影響の程度 ✓ 生物の種の構成における変化の程度 ✓ 水使用量原単位（利用可能資源の総量のうち使用した割合（%）） ✓ 廃棄物及び化学物質の発生程度（トン、発生の割合（%）） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 影響の地理的広がり ✓ 影響を受けた生物の種の数 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自然の復旧可能または実施可能な度合い ✓ 是正措置に要する期間の長さ

留意点⑤ ステークホルダーとの対話

- DDを実施する上では、いずれのプロセスにおいても、従業員、取引先、市民社会、消費者、投資家及び政府等の企業の活動によって影響を受ける可能性のある利害を持つ「ステークホルダー」との双方向のコミュニケーションを通じて情報を得ることが重要です。
- 例えば、環境への負の影響の特定・評価においては、海外や国内外のバリューチェーンの実態に即した情報を収集するために、専門性のあるNGOと協働することも有効な方法です。環境への負の影響に対処するための防止・軽減策の考案、これらの対策の結果に関する追跡調査の実施や是正措置の設計においても、影響を受けた又は影響を受ける可能性のあるステークホルダーと協議することが重要です。
- 自社がまだ特定できていない実際の又は潜在的な環境への負の影響を把握するには、苦情処理システムも有用な情報源の一つです。多様なステークホルダーから意見・情報を収集し向き合うことで、DDの改善につなげることができます。

(参照：OECDガイダンス pp18-19, 48-51, 65)

【コラム：苦情処理システムに関する業界横断的な取組】

- 近年、特に人権分野においては、苦情処理システムの実効性・効率性の向上を図るための業界横断的な取組が進展しています。
- 2019年12月には、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ）及びビジネスと人権ロイヤーズネットワーク（BHR Lawyers）を中心とする「責任ある企業行動及びサプライ・チェーン研究会」が、企業と社会の建設的な対話の促進、苦情処理・問題解決制度の強化及び救済へのアクセスの確保を目的とした「責任ある企業行動及びサプライ・チェーン推進のための対話救済ガイドライン」を公表しました。
- 2022年6月には、「対話救済ガイドライン」の内容も踏まえて、専門的な立場から苦情処理を支援・推進するための一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）が設立され、同年10月より、会員企業が関連する人権事案について苦情受付業務を開始しています。

(参照：BHR Lawyersウェブサイト (<https://www.bhrlawyers.org/erguidelines>)、JaCERウェブサイト (<https://jacer-bhr.org/index.html>))

環境への負の影響の種類、対応水準の判断

- 環境への負の影響の種類について、OECD多国籍企業行動指針は下記の例を示しています。
 - 土壌劣化、水源枯渇及び原生林と生物多様性の破壊のいずれかまたは全部による生態系悪化
 - 製品またはサービスにおける生物学的、化学的または物理的な危険性
 - 水質汚染（例えば、適切な廃水処理施設を利用しない廃水の排出）
- また、事業の内容や扱う原材料・製品の中には、一般的に環境への負の影響が発生しやすいとされるものが存在します。自社や取引先がこれらに関連する企業は、特に留意が必要です。【コラム参照】
- 対応水準については、OECD多国籍企業行動指針は、企業が事業を行う地域及び所在地の国内法を遵守することを企業にとって第一の義務としています。ただし、国内法が十分でない場合は、国内法の違反とならない最大限の範囲で、国際的に認められた基準等に即して対応することが期待されます。【コラム参照】
- 企業が対処すべき環境への負の影響は、その種類と対応水準のいずれにおいても、時代に応じて変化します。DDのプロセスを繰り返しながら、ステークホルダーの意見も取り込むことで、既存の法規制の遵守に留まらず、新たな法規制の導入やリスクの出現にも対応できるようになることが期待されます。

(参照：OECDガイダンス pp17-18, 39)

【コラム：EUにおけるDD実施義務化の検討②】

- 欧州委員会のCSDDD案では、環境関連の国際条約における禁止事項に対する違反を環境への悪影響とすることを想定しています。また、右記の特定セクターについては、より小規模な企業においても、人権・環境DDを義務化することを想定しています。

(参照：欧州委員会「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937」、第1条)

CSDDD案における環境への負の影響への対応水準

- ✓ 生物多様性条約、水俣条約、ストックホルム条約等の遵守（アネックス）
- ✓ パリ協定に基づく1.5℃の地球温暖化への抑制（第15条）

CSDDD案における特定セクター（第2、30条）

- ✓ 繊維・皮革及び関連製品（履物を含む）の製造・卸売業、農林水産業（養殖業を含む）、食品製造業、農林水産物・食品・飲料の卸売業、鋳業、基礎金属製品・金属加工製品・鋳物製品の製造・卸売業

EMSを活用した環境デュー・ディリジェンスの実践
(3) 環境デュー・ディリジェンスとEMSのプロセスの親和性 :
どう組み合わせられるか

1. 責任ある企業行動を企業方針及び経営システムに組み込む

- リード（最大要点を2～3行で簡潔に記載）

OECD DDガイダンス

ポイント

EMSとの関係

図解
(OECD DDガイダンスの抄訳フロー図)

■ 要求事項とDDプロセスの関係解説

- 似ている点、活用できる点
- 異なる点、注意点
- EMSの要求事項で不足している、拡張すると良い点

■ 関連するISO 14001要求事項：

- 5.1 リーダーシップ及びコミットメント
- 5.2 環境方針
- 5.3 組織の役割、責任及び権限
- 7.2 力量
- 7.3 認識
- 9.3 マネジメントレビュー
- 8.1 運用の計画及び管理

1. 責任ある企業行動を企業方針及び経営システムに組み込む

EMS活用のポイント／アンケート結果から

- 環境DD実践でEMSを活用している企業や、EMSでDDを実施している企業の特徴
- そこから導出される活用メリットや留意点
- （該当する場合）アンケートで企業が課題と感じている点への言及（解決策やアドバイス等）

図表
(カギとなるアンケートデータグラフ)

図表
(カギとなるアンケートデータグラフ)

2. 企業の事業、製品、またはサービスに関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する 1/2

- 環境DDでは、サプライチェーンを含むビジネスの上流（例：仕入先の状況、原料原産地の問題）と下流（例：製品の使用・廃棄場面）における状況の理解、著しい環境側面、ステークホルダーのニーズや順守義務、取り組むべき環境関連リスクの特定により注力し、自社との関わり方を洗い出します。

OECD DDガイダンス

ポイント

EMSとの関係

2.1 スコーピングを広範囲に実施し、重大RBC（注）リスクが存在する事業領域を全て特定

- ・ サプライチェーンを含め、事業およびビジネス上の関係にわたり検討

- 環境DDを実施する範囲の決定（スコーピング）は、EMSの適用範囲の決定に類似します。

- 取り組むべき重大な環境への負の影響の側面と環境関連リスクが適切に含まれるようなEMS/DDとします。（4.3参照）

2.2 優先度の高い事業、サプライヤーおよびその他のビジネス上の関係先に対する評価を実施

- ・ 繰り返し、徐々に掘り下げながら
- ・ 実際の、または潜在的な負の影響を具体的に特定

- 大まかなリスクの所在や大きさを把握して、取り組むべき事業領域を決定します。

- そのためには、事業・製品・サービスごとのビジネス上の関係の整理、組織内外の環境課題、ステークホルダーのニーズや期待及び関係法令の調査等を通じた大まかな現状把握が必要です。（4.1, 4.2参照）

- 著しい環境側面と影響の特定、順守義務の決定、リスク・機会の特定が役立ちます。（6.1参照）

2.3 特定された実際のまたは潜在的な負の影響への自社の関わりを評価

- ・ 自社が負の影響の原因となっているか（なり得るか）
- ・ 自社が負の影響を助長したか（助長する可能性があるか）
- ・ ビジネス上の関係により、自社の事業、製品またはサービスに負の影響が直接結びついているか（結びつく可能性があるか）

- 著しい環境側面、順守義務、その他のステークホルダーのニーズや期待及び関連環境課題をふまえて、リスク・機会を特定し、取組み計画を策定します。

- EMSでもライフサイクルの視点を考慮して環境側面と影響を決定しますが、環境DDでは特に、サプライチェーン上の著しい環境側面、法的要求事項及び取り組むべきリスクの特定に注力する必要があります。

- OECD DDガイダンスでは、事業やサプライヤー等の評価を繰り返し行い、徐々に掘り下げることで、具体的に特定するとよいことが示唆されています。

2.4 必要な場合、優先的に措置を講じるべき最も重大なRBCリスクと影響を決定

- ・ 全ての実際の/潜在的な負の影響に直ちに対処できない場合に、優先順位付けが必要となる
- ・ 重大性と可能性に基づいて決定

- 関連するISO 14001要求事項：

- 4.1 組織及びその状況の理解
- 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解
- 4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定
- 6.1 リスク及び機会への取組み

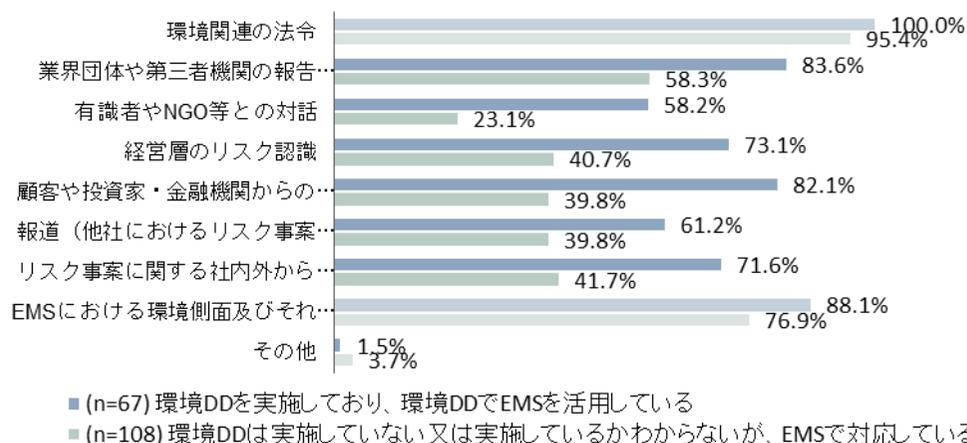
2. 企業の事業、製品、またはサービスに関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する 2/2



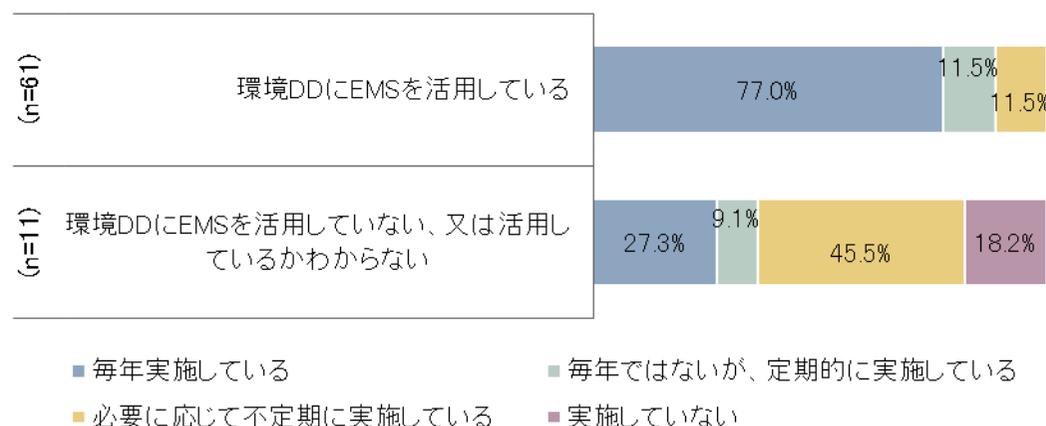
EMS活用のポイント／アンケート結果から

- **環境DD実施企業には、情報源の活用に特徴がみられました。**
 - 環境DDでEMSを活用している企業は、EMSで要求される「環境関連法令」と「環境側面・環境影響の特定調査」を、環境DDの情報源として活用していました。
 - さらに、環境DD未実施企業に比べると、同じようにEMSに取り組んでいても、上記以外の多様な情報源が活用されていました。
- **環境DD実施企業では、環境リスクの定期的な見直しのサイクルが回っていました。**
 - 環境DDでEMSを活用している企業は、特定した環境への負の影響の評価結果の見直しが定期的に行われ、見直しのサイクルが回っていました。
 - これにより、新たに生じた重大な環境リスクを見逃すことなく、タイムリーに発見・対応できる可能性が高まるでしょう。
- **EMS活用のメリット・留意点：**
 - **環境DD実施企業は、EMSによる既存の堅ろうなしくみを活用しつつ、さらに感度を上げて、より幅広い環境リスク関連情報の収集と評価に努めているといえます。**
 - **いち早く新たな環境トピックの重要性に気付けることで、企業の強じんさを高めたり、新たなビジネスチャンスにつなげられる可能性があります。**
 - **環境への負の影響の特定において、環境法令以外の多様な情報源を活用できていないと、生物多様性等の新たに重要性が高まってきている環境影響を重要リスクと認識できず、見落してしまう可能性があります。**
- **さらなるDD実践上の課題：**
 - 環境DDを実施している企業の多くは、環境への負の影響の特定・評価において「バリューチェーン構造が複雑で、情報収集が難しい」及び「事業領域が広く、情報収集が難しい」と感じています。これは、情報収集の体制構築における課題といえます。
 - 対応策として、社内の幅広い部署間の横断的連携や海外拠点との連携、さらには外部の一次サプライヤー、直接取引のない二次以降サプライヤーや生産地の情報収集等があります。リスクベースで、重要なデータは何かを特定し、役割分担し、システムツール等も用いて情報を吸い上げる仕組みの構築が肝要です。

環境への負の影響の特定に活用している情報源



環境への負の影響の評価の見直し状況



3. 負の影響を停止する、防止する及び軽減する

- リード（最大要点を2～3行で簡潔に記載）

OECD DDガイダンス

ポイント

EMSとの関係

図解
(OECD DDガイダンスの抄訳フロー図)

■ 要求事項とDDプロセスの関係解説

- 似ている点、活用できる点
- 異なる点、注意点
- EMSの要求事項で不足している、拡張すると良い点

■ 関連するISO 14001要求事項：

- 10.2 不適合及び是正処置
- 6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定
- 8.1 運用の計画及び管理
- 7.2 力量

3. 負の影響を停止する、防止する及び軽減する

EMS活用のポイント／アンケート結果から

- 環境DD実践でEMSを活用している企業や、EMSでDDを実施している企業の特徴
- そこから導出される活用メリットや留意点
- （該当する場合）アンケートで企業が課題と感じている点への言及（解決策やアドバイス等）

図表
(カギとなるアンケートデータグラフ)

図表
(カギとなるアンケートデータグラフ)

4. 実施状況および結果を追跡調査する

- リード（最大要点を2～3行で簡潔に記載）

OECD DDガイダンス

ポイント

EMSとの関係

図解
(OECD DDガイダンスの抄訳フロー図)

■ 要求事項とDDプロセスの関係解説

- 似ている点、活用できる点
- 異なる点、注意点
- EMSの要求事項で不足している、拡張すると良い点

■ 関連するISO 14001要求事項：

- 9.1 監視，測定，分析及び評価
- 9.2 内部監査

4. 実施状況および結果を追跡調査する

EMS活用のポイント／アンケート結果から

- 環境DD実践でEMSを活用している企業や、EMSでDDを実施している企業の特徴
- そこから導出される活用メリットや留意点
- （該当する場合）アンケートで企業が課題と感じている点への言及（解決策やアドバイス等）

図表
(カギとなるアンケートデータグラフ)

図表
(カギとなるアンケートデータグラフ)

5. 影響にどのように対処したかを伝える

- リード（最大要点を2～3行で簡潔に記載）

OECD DDガイダンス

ポイント

図解
(OECD DDガイダンスの抄訳フロー図)

EMSとの関係

- 要求事項とDDプロセスの関係解説
 - 似ている点、活用できる点
 - 異なる点、注意点
 - EMSの要求事項で不足している、拡張すると良い点

- 関連するISO 14001要求事項：
 - 7.4 コミュニケーション
 - 7.4.1 一般
 - 7.4.2 内部コミュニケーション
 - 7.4.3 外部コミュニケーション

5. 影響にどのように対処したかを伝える

EMS活用のポイント／アンケート結果から

- 環境DD実践でEMSを活用している企業や、EMSでDDを実施している企業の特徴
- そこから導出される活用メリットや留意点
- （該当する場合）アンケートで企業が課題と感じている点への言及（解決策やアドバイス等）

図表
(カギとなるアンケートデータグラフ)

図表
(カギとなるアンケートデータグラフ)

6. 適切な場合是正措置を行う、または是正のために協力する

- リード（最大要点を2～3行で簡潔に記載）

OECD DDガイダンス

ポイント

EMSとの関係

図解
(OECD DDガイダンスの抄訳フロー図)

■ 要求事項とDDプロセスの関係解説

- 似ている点、活用できる点
- 異なる点、注意点
- EMSの要求事項で不足している、拡張すると良い点

■ 関連するISO 14001要求事項：

- 10.2 不適合及び是正処置
- 7.4 コミュニケーション
 - 7.4.1 一般
 - 7.4.2 内部コミュニケーション
 - 7.4.3 外部コミュニケーション

6. 適切な場合是正措置を行う、または是正のために協力する

EMS活用のポイント／アンケート結果から

- 環境DD実践でEMSを活用している企業や、EMSでDDを実施している企業の特徴
- そこから導出される活用メリットや留意点
- （該当する場合）アンケートで企業が課題と感じている点への言及（解決策やアドバイス等）

図表
(カギとなるアンケートデータグラフ)

図表
(カギとなるアンケートデータグラフ)

対比表 1/2



OECD DDガイドンス (抄)	ISO 14001:2015
<p>1 責任ある企業行動を企業方針および経営システムに組み込む</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.1 RBC課題に関する方針を立案、採択、周知する 1.2 RBC課題に関する方針を経営監督機関に組み込む 1.3 RBCに関する期待事項と方針をサプライヤー等とのエンゲージメントに組み込む 	<p>5 リーダーシップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 5.1 リーダーシップ及びコミットメント 5.2 環境方針 5.3 組織の役割、責任及び権限 <p>7 支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 7.2 力量 7.3 認識 <p>8 運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 8.1 運用の計画及び管理 <p>9 パフォーマンス評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 9.3 マネジメントレビュー
<p>2 企業の事業、製品またはサービスに関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> 2.1 スコーピングを広範囲に実施し、重大RBCリスクが存在する事業領域を全て特定する 2.2 優先度の高い事業、サプライヤー及びその他のビジネス上の関係先に対する評価を実施する 2.3 特定された実際のまたは潜在的な負の影響への自社の関わりを評価する 2.4 必要な場合、優先的に措置を講じるべき最も重大なRBCリスクと影響を決定する 	<p>4 組織の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 4.1 組織及びその状況の理解 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解 4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定 <p>6 計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.1 リスク及び機会への取組み <ul style="list-style-type: none"> 6.1.1 一般 6.1.2 環境側面 6.1.3 順守義務 6.1.4 取組みの計画策定
<p>3 負の影響を停止する、防止するおよび軽減する</p> <ul style="list-style-type: none"> 3.1 2.3の評価に基づき、RBC課題に対する負の影響の原因となった/助長した活動を停止し、潜在的な（将来的な）負の影響を防止・軽減する計画を策定、実施する 3.2 2.4の優先順位付けに基づき、サプライヤー、購買者その他のビジネス上の関係先のRBC課題の実際の/潜在的な負の影響を防止・軽減する計画を策定、実施する 	<p>6 計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.2環境目標及びそれを達成するための計画策定 <ul style="list-style-type: none"> 6.2.1 環境目標 6.2.2 環境目標を達成するための取組みの計画策定 <p>7 支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 7.2 力量 <p>8 運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 8.1 運用の計画及び管理 <p>10 改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 10.2 不適合及び是正処置

対比表 2/2



OECD DDガイドンス (抄)	ISO 14001:2015
<p>4 実施状況および結果を追跡調査する</p> <p>4.1 負の影響の特定、防止、軽減及び適切な場合は是正措置の実施状況及び有効性を追跡調査する</p>	<p>9 パフォーマンス評価</p> <p>9.1 監視, 測定, 分析及び評価</p> <p>9.1.1 一般</p> <p>9.1.2 順守評価</p> <p>9.2 内部監査</p>
<p>5 影響にどのように対処したかを伝える</p> <p>5.1 DDの方針、プロセス及び実際のまたは潜在的な負の影響を特定し対処するために行った活動について、外部に伝える</p>	<p>7 支援</p> <p>7.4 コミュニケーション</p> <p>7.4.1 一般</p> <p>7.4.2 内部コミュニケーション</p> <p>7.4.3 外部コミュニケーション</p>
<p>6 適切な場合是正措置を行う、または是正のために協力する</p> <p>6.1 自社が実際に負の影響の原因となった/助長したことが判明した場合は、是正措置または是正のための協力により、負の影響に対処する</p> <p>6.2 適切である場合には、影響を受けたステークホルダー及び権利保有者に是正措置の仕組みを提供する、またはその仕組みに協力する</p>	<p>7 支援</p> <p>7.4 コミュニケーション</p> <p>7.4.1 一般</p> <p>7.4.2 内部コミュニケーション</p> <p>7.4.3 外部コミュニケーション</p> <p>10 改善</p> <p>10.2 不適合及び是正処置</p>

参考情報

- 下記について掲載することを想定。
 - 日本企業の現状（アンケート調査結果概要）
 - 海外制度の最新動向（CSRD、CSDDD等）
 - リンク集